

8 Community 視聴者コミュニティ

吉森氏再任拒否の明確な意思を万を超す署名で示しましょう！

4人の経営委員を私たちの手で推薦しましょう！

に「放送事業体」すなはち法人としての NHK は、集権、自主的判断権があり、放送現場個々にあるものではない・・・編集現場が独走して、法律や倫理に違反した番組を作らないように、しっかりと体制で番組を作れという趣旨だ」などと、判断をいつそうゆがめ、公共放送の中立性など全く念頭にない発言がまかり通る事態が引き起こされています。古森新体制になって視聴者や取材協力者の権利に対する傲慢な態度、公共放送提供者としての自覚の全くない言動が際だっています。

さらに古森氏は経営委員就任以降、次のような言動を繰り返してきました。

① 二〇〇七年九月の参議院選挙直後に開かれた経営委員会で NHK 正副会长に向かって、「選挙期間中の歴史ものの番組はいつも以上にご注意を」などと個別の番組制作に露骨に介入する発言を行

1. 経営委員の選任（4人）にあたり、公募や視聴者による推薦を受け付けること。
 2. 古森重隆氏を経営委員として再任しないこと。
 3. 両院による同意人事に先立ち、経営委員候補者に視聴者への所信表明を行わせること。

私たちちは今春、公共放送を担う人物としては不適切で、中立性を欠く言動を繰り返す古森重隆経営委員長を罷免するよう求める署名運動に取り組みました。短期間に多くの署名が集約され、5月

② 二〇〇八年二月二六日にNHKを国営放送と呼んではばからぬ自民党議員を励ます会に発起人の一人としていました。

WATCH

NHKスペシャル
解かれた封印

（米軍カメラマンが見た
NAGASAKI）

二〇〇八年八月七日（木）放送

六十三年目の八月六日を伝える七日の読売新聞
朝刊はとても悲しい紙面であった。一面の中央には、前日行われた北京オリンピック女子サッカー予選の引き分け試合がカラーで大きく掲載されてゐる。

求めて日本にも度々来日したという。あの惨劇を目の当たりにしたとき、人間の良心は、ハツと我に返させてくれる。どんな理由があろうとも、越えてはならない一線を越えてしまつた母國の犯罪を彼は余生をかけて切々と訴えかけた。九月二日、第七回G8下院議長会議（議長サミット）が開かれた。アメリカ下院議長（民主党）のペロシ議長が、アメリカの指導者として初めて慰靈碑に献花し、原爆資料館を見学したという。核抑止力などという幻想に惑わされるのではなく、原爆の実態を正視すれば第一・第三のオダネルがアメリカから出てくることを番組は強く印象づけてくれた。

2008年6月16日

ETV番組改編事件に対する最高裁判決についての当会の見解

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ

共同代表 湯山哲守・醍醐聰

さる6月12日、最高裁判所第一小法廷（横尾和子裁判長）はETV番組改編事件に対して第1審原告（VAWW-NET JAPAN。以下、「原告」という）の訴えを全面的に退ける判決を言い渡しました。判決の中で最高裁は原審東京高裁判決が挙げた2つの争点のうち、1つ目の番組改編にあたって政治介入があったかどうかにはまったく言及せず、2つ目の争点、すなわち、番組改編が取材に協力した原告の期待権、信頼を侵害するものであったかどうかを検討し、どのように番組を編集するかは放送事業者の自主的判断にゆだねられており、取材対象者の期待や信頼は原則として法的保護の対象にならないとして、原告の訴えを退けました。

しかし、私たちは以下述べる理由により、こうした最高裁判決は本件番組改編の本質から目をそらせた、まれに見る悪質な判断であると考え、最高裁を厳しく批判するものです。

1. そもそも放送法第3条が定めた番組編集の自由、自律といつても、それは今回の最高裁判決も指摘しているように、「国民の知る権利に奉仕する表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にある」ものです。ところが、本件においてNHKが行った番組改編は、戦時性暴力の実態を被害者である「元従軍慰安婦」や加害者である元日本軍兵士が証言した場面をカットするなど、国民が日本の戦争責任を考える上できわめて重要な意味を持つ証言を切り捨てる改編にほかなりませんでした。このように国民の知る権利に背くことが明白な番組改編まで「表現の自由」を持ち出して免罪した最高裁判決は憲法の番人たる司法の使命を自ら投げ捨てたに等しい、稚拙かつ前後自己矛盾の判断というほかありません。

2. 最高裁判決は、「放送事業者の制作した番組として放送されるものである以上、番組の編集に当たっては、放送事業者の内部で、様々な立場、様々な観点から検討され、意見が述べられるのは当然のことであり、その結果、最終的な放送の内容が編集の段階で当初企画されたものとは異なるものになったり、企画された番組自体が放送に至らない可能性があることも当然のことと国民一般に認識されているものと考えられる」（ゴシック体は引用にあたって追加）と記しています。

しかし、本件番組改編は純然たるNHK内部での検討の結果ではなく、東京高裁判決も認めたように、安部晋三氏ら政権与党政治家の干渉、圧力を受け、それを忖度したNHK幹部が制作現場の抵抗を押し切って強行したものにほなりません。また、NHK内部といつても、改編を主導したのは制作現場のスタッフではなく、安部氏らと面会したあと制作現場に戻った野島国会担当役員でした。こうした異例な一連の経過を見れば、本件番組改編をNHK内部での様々な意見・検討の結果であるなどと一般論に解消して済ませようとした最高裁判決が問題の本質をはぐらかせた皮相な判断であることは明白です。

3. 今回の最高裁判決は上記のように、本件番組改編にあたって行われた政治家の介入について一切言及しませんでした。しかし、このことを以て、NHKあるいは安倍晋三氏ら関係政治家が無罪放免されたとは到底みなせません。それどころか、本件をめぐる東京高裁判決で番組制作スタッフが証言した政治家の数々の介入を示す証拠、それらも踏まえて東京高裁が認めた政治家の介入とそれを忖度した当時のNHK幹部の政治におもねる根深い体質は、当事者自らが非を認め、反省の意思を行動で示さない限り、恒久に消えることのないNHKの汚名として視聴者の記憶にとどまることは間違ひありません。

私たちは、この記憶を風化させることなく、今後もNHKの優れた番組には激励を送る一方で、政治におもねるNHKの体質を厳しく監視し、是正を求める行動を起こしていきます。

4. 最高裁が今回の判決で、国民の知る権利に背く番組改編まで放送事業者の編集の自由の名の下に免罪したことは、今後、NHKが自らの「編集権」を盾に同様の番組改編を繰り返すのではないかという懸念を抱かせます。しかし、国民の知る権利に奉仕するためにこそ、メディアに編集の自由、表現の自由が与えられているという憲法の原点に照らせば、今回の最高裁判決が司法の良識に背くことは明らかです。私たちはこのような憲法の原点を踏まえて、今後も国民の知る権利に奉仕する公共放送としてNHKが再生するよう、視聴者主権の運動を続けていく決意です。

以上



★「視聴者のみなさまと語る会～NHK 経営委員とともに～in 大阪」

(2008年7月12日)での発言から

今回、このような視聴者に意見をきく会を開いてくださったことをよろこんでいます。

NHKは視聴者が払っている受信料で、運営されているのに、これまで、なぜ、視聴者の意見を聞くこのような機会がなかったのか、不思議です。

民放の番組が幼児化して、見るに耐えないような状況の中、NHKはNHKでしかできない良い番組を作っているから、視聴者の期待があると思います。私もNHKにとても期待しています、でも、公共放送として、これは?と思うことも多々あり、NHKに良くなつてほしいから、視聴者としてぜひ、意見をのべさせていただきたいと参加しました。今日は多くの方が来られていますので、3点だけ、申し上げます。

まず、1点目は、こんなにたくさんの方がこられているのに、視聴者との懇談会が、近畿でここ、1回だけと言うのは、少なすぎると思います。各県にある放送局ごとに年2回くらいづつ、開いてほしいと思います。これでは、意見を述べることができないまま帰ることになり、語りあう会にはなりません。今日は人数の割りに時間があまりないようですから、お返事は後日でいいので参加者の皆さんのお意見を聞き取ることに時間をかけてほしいと思います。

2点目、NHKは、営利を追求する一般企業とは違うということ、と、ジャーナリスト集団の事業体と理解しています。であれば、先般のインサイダー取引事件は、ジャーナリストの資格に関わる問題であって、NHKの中に、こういうことが蔓延していることは、許せないと思うわけです。やっぱり、受信料は拒否しようか、と思ってしまいます。仕事中に、行った犯罪行為なのに、「損失を取り戻したかった」など、罪の意識がないこと、職業意識がないことが問題だと思います。3年間に500回以上の株取引をした職員がいたとか、調査した3分の1が協力を拒否した、とか1日何回も仕事中に株取引を繰り返すなど、ときくと、NHKの中は腐っているのか、と思います。

もうひとつ問題なのは、NHK側は問題を、視聴者に小さくみせようとしている感じます。身の保身ばかりに気をつかっているようで、民間会社の不祥事事件とおなじではありませんか。そういう態度はかえって視聴者の信頼をなくします。不祥事がおきても、視聴者に正直であってこそ、信頼されるんです。検証番組も物足りないし、NHKはもっと、本気で、自浄能力を發揮してほしい。原因は何かと聞くと、ストレスがたまってやつた、などの意見があるようですが、とんでも無いことです。NHKはジャーナリストの使命は何かということなど、職員教育を時間をかけてやるべきではないでしょうか。はじめにやっている人が多いですから、職員がほこりをもっていきいきと仕事ができる職場を作つてほしいと思います。

3点目、私は、NHKは公共放送であって、受信料で、運営されている国民の放送局だと思っています。政府がお金を出す、国営放送ではないのですから、いつも政府にばかり気を遣わずに、視聴者に真実を伝える方に気を使ってほしいと思います。何で、政治家に番組の事前説明に行かなくてはならないのですかね。私たちがおかしいな、と思ったのは、「慰安婦」問題を扱った番組が、安倍晋三もと自民党副幹事長ら政治家の圧力によって、改ざんされた番組です。これは明らかに誰が見てもおかしい番組になっていましたが、事前に自民党的政治家に番組の説明を行ったことは認めていて、その後、急に番組内容がかわった。それなのに圧力はなかったと政治家の肩を持つ。誰が考へてもわかりましたのに、NHKは誰をかばつたのでしょうか。これが裁判になって、東京高裁では、政治家の意図を忖度して改変した、と判決が出た。最高裁では「編集権だ」といってNHKが勝訴しましたが、制作者でない幹部が改ざんした番組まで「編集権」があるから正当、

といわれても誰も信用しませんよ。NHKは勝つたから「言い分が認められた」といいたいでしょうが、視聴者はそのところを見抜いていると言ふことを判つていてほしいと、思います。あくまで、政府から自立した 国民の放送局であつてほしいと思うのです。このところ、ワーキングプラーとか、医療の実態をえぐった番組が保守の議員によって攻撃されていますが、国民からすれば、よくやつてくれた、さすが NHKと言いたい番組みです。こういう攻撃に対しては、毅然としてそれこそ「編集権だ」といってひるまず、良い番組を作つていただきたいと思っています。さらに、現実を掘り下げる番組、何で「蟹工船」が今頃ブームなのか、若者が「地獄だ」といつている働き方の実態など、やってほしいと思っています。(兵庫) N.Mさん)

★ 今の発言者、その前の発言者もNHKに対する不満を言わせていましたが、それが、なぜ起るかと言ふことを話します。これは今日買った本です。領収書もここにあります。題名は「NHK受信料は拒否できるのか」、副題が「受信料制度の憲法問題」編著者が土屋英雄さん、明石書店からでています。36、37ページにこういうことを書いてあるのを発見したのです。

「この編集の自由=編集権は、NHK内部においては、NHK会長に集中させられている。このことをNHK自身が認めている。」37ページにはこういうことが書いてあります。「NHKの元会長室主幹、総務室長が執筆した概説書も、『放送番組の編集権は、業務執行機関としての会長に帰属する。』としている。それから「NHK自身が、編集権を上のように解釈して、実際、そう動いているということである。たとえば、2004年9月9日、NHKチーフプロデューサーによる巨額な番組制作費の着服事件との関係で、衆議院総務委員会がNHK会長等の参考人招致をおこなったが、当時の会長の海老沢勝二は、その一週間まえに、国会での模様を『生中継はしません。これは、NHKの編集権の問題です。』と公言していた。実際、NHKによる中継はなかった。これは、NHKとして異例であった。その年の12月19日、海老沢はNHKの特別番組のなかで、国会中継をしなかったのは会長一人の決定によるものであったことを明らかにした。要するに、NHKの放送番組の編集の自由=編集権は会長に集中され、その編集権にはNHKの一般職員も視聴者たる市民も関与できないのである。」

こう書いてあるのです。この本には、いうなれば、会長ひとりが番組を削ったり、追加したり、改ざんしたりできる。「戦時性暴力」の問題も、協力者の声4分間に縮めたり全部カットしたり会長が決めている。あらゆる、おかしいなと思う政治番組は会長がやっているとしか思えない。こういう編集権を誰がえたのか、NHKが会則として決めているのかもしれません、視聴者はそういう編集権をNHK会長に独占的にえた記憶はおそらくないと思います。これは日本の法律にもないことをNHKは内部的にそういうことを決めているのではないか。これは大変な欠陥があると言わざるをえません。今日私はいろんな番組についてもコメントしたい、あるいは要望を伝えたいことがあります、問題は例えばこういうことに集中していると思います。私は経営委員がせっかく4人参加されていますので、経営委員の選任が全く不明朗であることは先ほども説明がありました。経営委員で経営委員長の古森重隆さんは、既に経営委員になる前から経営委員長になることが決まっていたことは新聞報道で流れたことで、これは有名な話です。その人は富士フィルムホールディングスの会長もしくは社長だったと思います。それからNHKの会長はアサヒビールだったと思いますが、相談役ですか。金田さんという専務理事がおられると思いますが、それがトヨタさん。今日はじめて判ったんですが経営委員の岩崎芳史さんは三井不動産販売代表取締役、それから、野間さんには失礼かもしれません、そういう大きい会社ではありませんが、現職は望月代表取締役。そうしますとね、4人5人が全部経営者ですよ、この経営委員が会長を指名し、会長の指示のもとNHKがこういう乱暴な形で編集権が集中したら、今、皆さんが発表したような問題が起るのは当然のことです。これを根本的に改めて欲しい。私は今日、発表の機会がないだろうと思って一枚の用紙に書いてきましたので、お帰りの際、経営委員の方とかNHKの理事さんにお渡しますから、ひとつの参考にしていただきたいと思います。

(兵庫県伊丹市 N.Aさん)

(視聴者の声 4 頁から続き)

★公共放送・NHKの番組について

①NHKスペシャルや教養番組の多くについては、ここ数年意欲的な放送がされており、制作陣のジャーナリストとしての使命感を感じ取れようになってきました。

②しかし、ニュース報道や政治・選挙番組については、相変わらず政権の意向を過度に忖度した内容になっています。例えば、年金・後期高齢者医療制度報道や討論番組において、政権の問題意識の範囲内でしか取り上げていません。福祉優先か消費税増税かという二者択一です。これは大阪府の橋下知事の「改革番組」においてもしかりでした。福祉・教育か増税かという構図で、膨大な財政赤字を生み出した最大要因の大型開発事業にまったく触れない偏った番組編成でした。

③放送法では、「不偏不党」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」、そして「放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」とうたわれています。この法の規定に逸脱した報道が多々あります。NHKは国民世論を形成するうえで最大の影響力を持っていると言われているだけに、放送法の原点に立ち返っていただきたい。

経営委員会について

①経営委員会は、NHK経営陣から一步距離をおき、視聴者の立場にたって公共放送・NHKを監視・監督するところだと理解しています。それだけにこの経営委員会が、どういう経緯で委員が選ばれ、一般視聴者とどれだけ日常的にコンタクトし、経営委員会内部で何が話され、NHK経営陣に何を言っているか、どのように監督しているか、が私の関心のあるところです。

②私は経営委員長のフジフィルムの社長・古森重隆さんを次の理由から経営委員として、もちろん経営委員長としての資格・資質もない方と考えます。

理由は、第一に、放送法第十六条で「放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員」は委員になれないとうたっています。(昭和25年制定時のママ) 古森氏はこれに該当する。フジフィルムはNHKにビデオなどを納入している利害関係者であります。

第二に、不偏不党、政治的公平さに鈍感な方だと思います。今年2月、自民党衆議院議員の「励ます会」のよびかけ人になり、また出席しそこで「NHKの仕事をしておりまして、経営委員長を仰せつかりまして昨年6月以来、苦闘しております。みなさんの応援をぜひお願ひいたします」との挨拶をしています。

NHK経営委員会主催「視聴者のみなさまと語る会イン大阪」の成果と問題点報告

共同代表 湯山哲守

改訂された放送法が4月から施行され、「視聴者の意見を聴取する会合を毎年六回以上行うこと」が定められ本年度2回目が7月12日大阪放送局で行われました。新聞6社が取材したそうです。名古屋(5.31)、大阪に続き、札幌(10.11)、松山(11.1)、広島(12.6)での開催が予告されています。私たち視聴者がNHKに直接意見を述べる大変良い機会だと思います。以下は大阪での様子の報告です。第二部に起きた「参加者を冒涜した」事件と合わせて報告します。

1.7.12「視聴者のみなさまと語る会 in 大阪」第一部

NHK経営委員会HPによれば大阪では“申し込みは232人、抽選はせず全員に案内した。141人から実際に参加を予定すると回答があった。当日は139人が来場した”ということです。名古屋の63人に比し、断然多い。名古屋では3人の有識者の発言が一般参加者の発言時間を圧迫して不評だったことから大阪では「廃止」されました。名古屋では全体に「低調だった」ことが経営委員会のHP上の「総括」からも窺えます。大阪についてのHP上のまとめは全員の発言をかなり詳しく再現しているので一読に値します。

名古屋での「語る会」の教訓を汲んで近畿の市民運動グループは準備周到でした。大阪から4人、京都から4人、兵庫から7人が参加しました。市民グループからは9人が発言、市民グループ以外からなるほどと思われる意見がかなり出されました。「討論」の柱は他の会場もそうだと思いますが、放送内容・受信料・経営体制の3つでした。出された意見の主な項目は以下の通りです。

「経営委員会が視聴者の意見を聞く機会を定期的に持つことになったのは遅きに失したとはいへ歓迎する。ただし、全国で年に6回は少なすぎる。」 NHKの番組にはドキュメントやスペシャル番組での日本が行った戦争の実相、今日の貧困を深く追及するなどの「すばらしい」番組がある一方で定期のニュース(12時、19時、21時)での話題の偏り、与党の露出度の大きさ、2大政党論の押しつけなど政治的な偏りを指摘する意見が多く出ました。大阪から参加されたSさんはニュース番組を2週間ウォッチしたデータに基づいてそれを論証した説得的発言をされました。「NHK最高裁判決は政治家の介入への評価をしない不当な判決で、あれによって番組改ざんを行ったNHKは免罪されない。検証番組を作るべきだ」という意見が複数出されました。「インサイダー取引を勤務中に行った3人が処分されたのは当然だが、調査に約1000人の職員が『回答拒否』をしたことは許せない。」との激しい意見が出されました。

放送法を変えるまでもなく、受信料を払っている視聴者が経営委員や会長、副会長候補の公募や推薦をする権利行使できるシステムを作るべきだという「視聴者主権の実現」というべき意見が多数出されました。これに答えて出席していた大滝経営委員から、「『経営委員は投票で選任してはどうか』というようなご提案がありました。ご承認のように、現在の放送法のもとではこうしたことを直ちに実現することはできませんが、こうした考え方方は私は非常に大事なことだと思っています。NHKのこれからの方ということを考えるにあたっては、視聴者のみなさまがいろいろなところに参加する機会を増やしていくことが非常に重要です。番組を作っていく場合でも、視聴者のみなさんにもっと参加していただくとか、視聴者のみなさまと一緒に番組を作っていく機会をこれまで以上に増やすなどして、視聴者のみ

第三に、3月の経営委員会で「国際放送における国益優先」発言です。国益とは時の政権見解であるといわれています。古森氏がいずれ国内放送も「国益=時の政権見解」を優先放送すべきと言い出しかねないと危惧さえいだきます。

このような方が公共放送・NHKを放送法や視聴者の立場にたった監視・監督できる筈がないと思います。今日は、経営委員会主催の集まりですから、一視聴者が経営委員会、経営委員長に対してこのような考えをもっていることを知りたい。

最後に、改正放送法の主旨からいえば、もっと経営委員会は視聴者の意見を聞きなさいということですので、年一回以上の開催をお願いしたい。

(京都府Hさん)

★ 受信料に関して、義務と権利に付いて意見と要望を言わせてもらいます。

私も先ほどのグラフに乗って「戦時性暴力」で自民党幹部が政治介入したとき、NHKさんの反論が言い訳がましく受信料の支払いを拒否したのですが、その後、放送をみるにあたって、じや、民放が良いかというと、民放はもっと見る番組がなくて、結果的にNHKさん、特に12チャンネルは良い番組をやられてるのでNHKさんばかり見ているのです。それで、受信料を払ってNHKさんへは言いたいことを言うことで支払うことにして、あのグラフの通りまた上がってきただることはあると思うのです。受信料は支払いの義務がある、契約したら支払いの義務があるが、でも、権利は何があるのかというと、先ほどの方がおっしゃったように、なんら経営なり編集なりに関する権利が無い。視聴者として今できることは何かと考えても、今の放送法では分からぬのですが、是非とも要望したいのは、経営委員の人の公募とか選挙権とか被選挙権とかいうようなことを考えて欲しい。そうすれば、経営委員の人の互選で経営委員長を決めていただいて、経営委員長が会長を任命するということでNHKの運営も民主的になり、結果的には受信料を払いやすくなるし、集める人も集めやすくなり、両方にあって良いのじゃないかと思います。

特に感じたのは、この前のNHKさんの番組で「ブーチン帝国とメディア」という非常に良い番組があったんですけど、やはり、国家がメディアを握ってしまうと、ミャンマーとかロシアいうようなメディアは非常に良くないと思うのです。やはり、民主的に運営するには、皆が参加できるような方法、最近インターネットとか、そういうのが沢山あるわけですから、選挙の方法というのは基本的には郵送でちょうどインターネット投票など有効にしていただければ良いのではないかと思います。

(兵庫県Mさん)

(5頁より続く) なさんの権利の部分を厚くしていくことが必要ではないかと思います。義務と権利のバランスが必ずしもとれていないということについては、経営委員会としてさまざまな角度から取り組んでいく必要があると私は思います。」との前向き的回答が出されたことは今回の「語る会」での注目すべき収穫でした。

名古屋の「語る会」に参加した方から「NHK応援団が相当数参加することによって、『視聴者のみなさん』の意見が表明できない構造になっていた」という意見が「視聴者コミュニティ」に寄せられましたが、大阪でも「ちりとてちん」応援団が同じ役割を果たしたように思われます。アトラクションは趣旨が違う、不要だという意見は強く主張していくべきだと思いました。

2 「語る会 in 大阪」第二部に起きたけしからん出来事

「語る会」二部で許しがたい出来事がありました。その後、大阪、兵庫、京都の会はそれに抗議する中で大阪放送局と継続的な議論を重ねています。

(2) 第二部「ちりとてちん裏話」で遠藤プロデューサーと落語家桂吉弥が第一部参加者を冒涙するトーク

経営委員会と視聴者の真剣な議論を揶揄し、第一部を「敵地」とみたて、その発言内容を「背筋が寒かった」とばかり冒涙しました。そして市民運動グループが第二部にあまり参加しなかったことを「批判するかのように」笑い飛ばしました。

(1) 3府県市民団体の抗議行動と NHK 大阪放送局の謝罪

第二部に参加者されていたTさんが個人的に抗議活動を行った結果、大阪放送局が謝罪しました(7.12-7.14)。兵庫、大阪の市民団体は個人に謝罪しても問題ではないと、「真相究明」の要求と抗議活動を行いました(7.22)。京都も加え3団体に対して問題部分の「録音」を聞かせる会を大阪放送局が開きました(8.1)。想像以上にひどい発言の連発でした。3団体は「主催者の経営委員会と参加者を冒涙したことを認め謝罪するよう」要求しました。大阪放送局はとりあえず口頭で謝罪しました。その際、市民団体からの今後の定期的な懇談会開催要求に真摯に対応することも約束しました。3団体は改めて9項目の質問事項をまとめた「申し入れ」を行いました(8.8)。それに対して大阪放送局が「回答」を寄せました(8.22)

「回答」では、「福地会長と経営委員会に『事件』は伝えた。福地会長は『ご迷惑をおかけしたならば、十分にご説明を尽くし、本意をご理解いただくように努めよ』と指示された」との不誠実な答えがあるなど、問題の多い回答でした。また先に「経営委員会のHP上での総括」には第二部についての謝罪を載せるよう要求していましたが、「第二部は大阪放送局の責任だから経営委員会の議事録には載せられない」と回答していました。ところが、掲載されたHP上の「まとめ」には「第二部は参加者に楽しんでいた」とウソの記述をしていました。

9月18日、「回答」文についての説明と3団体の「回答文に対する見解」を述べる「懇談会」が行われ、これらの「問題箇所」について訂正させるとともに、経営委員会事務局に「訂正」の要望を出すことを約束させました。また、「語る会イン大阪」での発言・要望を今後活かしていく方向性についても話し合うことを約束しました。さらに、最近の「自民党総裁選挙」にNHKが最大限の「放送時間」を割いていることについて、「中立、公平」の原則から逸脱し「放送法違反」であることに抗議し、直ちに「特別扱い」を中止するよう要求しました。加えて、来る総選挙においても「公正、公平、中立」な立場での報道を行うよう重ねて申し入れました。

2008年6月10日

NHK経営委員会 委員長 古森 重隆 様

NHK会長 福地 茂雄 様

視聴者のみなさまと語る会～NHK経営員とともに～

運営形態改善の要望書

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ

共同代表 酒井 聰・湯山哲守

改正放送法では、経営委員会がその職務権限の適正な行使のために、契約者（視聴者）から意見聴取することが義務づけられました（第14条）。その初めての会が名古屋放送局において開催され、私たちの会員も参加致しました。しかし、第1回「視聴者のみなさまと語る会～NHK経営委員とともに～」（以下「語る会」と略称）は、70名余の多数の参加をみながら、発言者はわずか15名前後に限定されるなど、運営形態については多くの課題を残しました。そこで、以下の点を指摘し、次回以降の「語る会」が実りあるものとされますよう要望致します。

法が求める「語る会」の趣旨は、権限の強化された経営委員会の運営について、できるだけ多くの視聴者の声に耳を傾け、適正化、公正化を図ることだと考えます。公募により、多くの視聴者が参加を申し込みることはその関心の高さを示しています。ところが第1回では、発言できた視聴者はわずかその2割前後にとどまりました。意見表明を求める視聴者が少なかったわけではなく、多数の方が举手なさったにもかかわらず、機会が与えられなかつたに過ぎません。限られた時間の中で多数の意見を聞くことが大変難しいことは十分承知しております。しかし、それ以前に、「できるだけ多くの意見を聞く」という姿勢があったのか疑問に思える式次第がありました。

「語る会」の冒頭に経営委員会の職務を説明する機会が与えられていました。この時間だけで予定された2時間の4分の1が消費されました。さらに、視聴者の声に対し、NHK側は複数の理事、経営委員が長時間にわたって回答し、結局、「語る会」の時間の半分以上を主催者側の発言が占めることになりました。視聴者の声に対し、経営委員、理事が回答することは当然必要でしょう。しかし、「語る会」全体の半分以上の時間がNHK側の発言で占められるのでは、法の趣旨に叶っているとは言い難いのではないでしょうか。

さらに、NHKは「学識経験者」を予め依頼し、適所で発言を求めました。専門的議論の場での「学識経験者」の補助的発言が必要であることは否定致しません。しかしながら、視聴者の声を聞く場にこうした立場の方々が必要なのでしょうか。「語る会」はあくまで「NHKとの契約者」の意見を聞き、その権限の行使に問題がなかったか、今後の運営に何を活かすべきかを探る場であると思います。「学識経験者」の意見が必要なら別にそうした場を設定すれば済むことです。全員に発言の機会が与えられない中、主催者側が選んだ参加者にだけ有り余る発言を認めるのは、法の趣旨に反しているのではないかでしょうか。その上、1時間のミニコンサートが式次第には入っていました。「堅苦しい討論だけでは疲れるだろう」との配慮かもしれません、「語る会」はNHKの文化事業ではありません。これだけの時間の余裕があるのなら、さらに倍する視聴者の意見を伺うことが可能だったと思われます。「語る会」とは、あくまで法に則って制定された、視聴者が意見を表明する数少ない公的な場です。できるだけ多くの視聴者の意見を聞くという法の趣旨に立ち返って、次回以降の運営がなされるよう強く要望致します。